③　not have filed a petition for the commencement of reorganization proceedings under the Corporate Reorganization Act or the commencement of rehabilitation proceedings under the Civil Rehabilitation Act (except those who have done the procedure of re-application under the notification of the competing participation qualification)

④　not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening

⑤　Applicants must have a track record of carrying out equivalent work since fiscal year 2015 up until the date of the announcement. In addition, as proof of track record, applicants must attach documents that can verify the content of the work, such as copies of contracts and specifications.

【Equivalent work】

Equivalent work refers to the work related to the construction or modification of system holding more than 2,000 data by cliant server method that links with human resources and payment job.

【Similar work】

Similar work refers to the work related to the construction or modification of system holding more than 2,500 data by client server method that links with personal information.

⑥　be the person who proved that there is a performance in the bid manual

⑦　have a business certification of Privacy Mark System.

⑧　be the person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑨　not be the person that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑺　Time-limit for the tender to certificate : 17 : 00　21 April, 2025

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　15 May 2025

⑼　Contact point for the notice : Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuoka-City, Fukuoka-prefecture 812―0013 Japan, TEL 092―476―3509 ex. 2538

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。

令和７年３月19日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○**①特物契第1096号　②特物契第1097号**
③特物契第1098号　④特物契第1099号
⑤特物契第1100号　⑥特物契第1101号
⑦特物契第1102号　⑧特物契第1103号
⑨特物契第1104号　⑩特物契第1105号
⑪特物契第1106号　⑫特物契第1107号
⑬特物契第1108号　⑭特物契第1109号
⑮特物契第1110号　⑯特物契第1111号
⑰特物契第1112号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　2

⑵　購入等件名及び数量

①　重油買入２回目　約395ＫＬ
②　重油買入３回目　約820ＫＬ
③　重油買入４回目　約790ＫＬ
④　重油買入５回目　約150ＫＬ
⑤　重油買入６回目　約390ＫＬ
⑥　重油買入７回目　約790ＫＬ
⑦　重油買入８回目　約200ＫＬ
⑧　重油買入９回目　約246ＫＬ
⑨　重油買入10回目　約225ＫＬ
⑩　重油買入11回目　約250ＫＬ
⑪　重油買入12回目　約145ＫＬ
⑫　重油買入13回目　約605ＫＬ
⑬　重油買入14回目　約365ＫＬ
⑭　重油買入15回目　約260ＫＬ
⑮　重油買入16回目　約95ＫＬ
⑯　重油買入17回目　約595ＫＬ
⑰　重油買入18回目　約250ＫＬ

ただし、上記のうち、⑭⑰は、気象庁と共同調達を行う予定である。

⑶　調達件名の特質等　ＪＩＳ　Ｋ2205　重油１種１号

⑷　納入期限

①　令和７年６月13日
②　令和７年６月25日
③　令和７年７月15日
④　令和７年８月５日
⑤　令和７年８月21日
⑥　令和７年９月12日
⑦　令和７年９月30日
⑧　令和７年10月15日
⑨　令和７年11月４日
⑩　令和７年11月26日
⑪　令和７年12月15日
⑫　令和７年12月31日
⑬　令和８年１月21日
⑭　令和８年２月11日
⑮　令和８年３月３日
⑯　令和８年３月24日
⑰　令和８年３月31日

⑸　納入場所　東京湾停泊中の指定船舶

⑹　入札方法　1⑵の物品の数量は計画数量であり、確定した数量は4⑶により競争に参加を希望した者に対して別途通知するので、通知した数量に対する総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

⑷　石油の備蓄の確保等に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく石油販売業の届け出をしている者であること。

⑸　当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

政府電子調達（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
電子調達システムヘルプデスク
ＴＥＬ0570―014―889

⑵　入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8976 東京都千代田区霞が関２―１―３　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　田中　拓真　電話03―3591―6361　内線2831